

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 修学</p> <p>1 医学科</p> <p>(中 略)</p> <p>2 人間健康科学科</p> <p>第13条 授業は、学部科目及び全学共通科目に分けて行う。</p> <p>2 学部科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。</p> <p>第14条 <u>第1年次及び第2年次においては、全学共通科目並びに専門基礎科目及び専門科目のうちから、教授会が定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。</u></p> <p>第15条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時数は、別に定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第4 試験</p> <p>1 医学科</p> <p>(中 略)</p> <p>2 人間健康科学科</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 <u>第14条に定める科目を履修し、所定の単位を修得し、教授会の認定を受けた者でなければ、第3年次に進級することができない。</u></p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 4年以上在学して、専攻区分に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>看護学専攻 <u>128単位</u></p> <p>検査技術科学専攻 <u>124単位</u></p> <p>理学療法学専攻 <u>125単位</u></p> <p>作業療法学専攻 <u>126単位</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者については、2年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 修学</p> <p>1 医学科</p> <p>2 人間健康科学科</p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>第14条 <u>削除</u></p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>第4 試験</p> <p>1 医学科</p> <p>2 人間健康科学科</p> <p>第21条 (同 左)</p> <p>第22条 <u>削除</u></p> <p>第23条 (同 左)</p> <p>第24条 4年以上在学して、専攻区分に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>看護学専攻 <u>139単位</u></p> <p>検査技術科学専攻 <u>125単位</u></p> <p>理学療法学専攻 <u>124単位</u></p> <p>作業療法学専攻 <u>125単位</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成22年8月5日から施行し、平成21年4月1日以後に入学した者から適用する。</p> <p>2 平成21年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。</p>